

山北町議会業務継続計画

(山北町議会 BCP)



山北町議会

令和5年2月

1. 計画の目的

平成23年3月の東日本大震災を契機に、業務継続計画(Business Continuity Plan 以下「BCP」という)の策定が地方自治体においても広がりを見せている。

近年全国的に、また山北町においても大きな自然災害が頻発している一方で、令和2年3月には世界保健機構(WHO)が世界的大流行(パンデミック)を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生している。山北町議会として、そして山北町議会議員として、これまでの災害対応に加え、感染症等の発生時においても何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

これらのことから、大規模災害等の非常時においても、二元代表制の趣旨に基づき、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な町民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた山北町議会業務継続計画(以下「議会BCP」という)を策定するものである。

2. 対象とする災害等

議会BCPの対象とする災害等は、次表のとおりとする。

災害等種別	内 容
地震	・震度5以上の地震が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき
自然災害	・火山噴火、台風、暴風、豪雨、洪水等の自然災害及び土砂災害等で局地的または広範囲な災害が発生した場合、またはその恐れがあるとき
感染症	・厚生労働省が定める指定感染症、新感染症、新型インフルエンザ等感染症で、措置を講じなければ町民の生命及び健康に重篤な影響を与えるものが発生したとき
その他	・大規模火災、大規模事故、原子力災害、大規模テロなどで大きな被害が発生した場合、またはその恐れがあるとき ・その他、議長が必要と認めるとき

3. 災害発生時の議会及び議員の行動指針

(1) 議会の行動指針

議会は、町内で大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要がある。

また、災害発生時の初動期対応から復旧・復興期の各段階においても、さまざまなケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておかなければならない。

(2) 議員の行動指針

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。一方で、災害発生時には、特に初期を中心に議会の機能とは別に一町民として非常事態に即応した役割も求められるため、地域の一員としての災害等の対応を行いながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び町民への正確な情報提供に努めなければならない。

4. 災害発生時の町との関係

災害発生時において、実質的かつ主体的に対応に当たるのは、町（執行機関）である。議会は、議事・議決機関としての役割を担っており、その範囲を踏まえて災害に対応することが基本となる。特に、災害初期段階においては、町では職員が情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想される。

このことから、町が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報収集及び要望等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で、議会として集約し、対応しなければならない。

一方で、議会の役割である行政監視機能と議決機能を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要である。議会と町、それぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主体とする町との協力・連携体制を整えるものとする。

5. 山北町議会災害対策委員会

(1) 委員会の設置

ア 議会は、議会 BCP の対象となる災害等が発生したときは、災害初期から議会機能を的確に維持するため、山北町災害対策本部等（以下「本部等」という）の設置後、速やかに山北町議会災害対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の会議は、議長が招集する。

ウ その他、議長が必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

(2) 所掌事務

所掌事務は、議会訓令第 2 号 山北町議会災害対策規定とともに、次の事項を定める。

ア 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。

イ 議員からの災害情報を収集・整理し、本部等に提供すること。

ウ 本部等から受けた被災情報を全議員に伝達すること。

エ 国、県その他関係機関に対する要望事項に関すること。

オ 本部等からの依頼事項に関すること。

カ その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(3) 構成

ア 委員会は、議長・副議長・議員をもって構成する。

- イ 議長は、委員会を代表し、その事務を統括する。
- ウ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、または欠けたときはその職務を行う。
- エ 議長及び副議長ともに事故があるとき、または欠けたときは、議会運営委員長がその職務を行う。
- オ 議長、副議長及び議会運営委員長に事故があるとき、または欠けたときは、議長のあらかじめ指定する議員がその職務を行う。

(4) 委員会の解散

議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の対策措置が講じられていると認めるときは、委員会を解散する。

- ア 本部等が解散されたとき。
- イ その他、特に議長が認めたとき。

(5) 庶務

委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

6. 議員の基本的行動

議員は、災害時等には速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて行動に当たらなければならない。

- ア 委員会からの全議員参集指示があるまでは、最寄りの避難所等において、地域の一人として自治会長・民生委員・児童委員等（以下「自治会長等」という）への支援及び協力を行う。
- イ 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- ウ 前項の規定にかかわらず、議長及び副議長は議会に参集する。
- エ 議長は必要に応じて議員への指示及び委員会を設置する。
- オ 委員会が設置された場合、議員は全議員の参集支持に速やかに対応できるよう、連絡体制を常時確保しておく。
- エ 委員会設置後は、委員会規定に則り、活動を行う。

7. 発生時期に応じた議員の行動基準

(1) 災害が会議（※）中に発生した場合

※会議…本会議・委員会・全員協議会・その他全議員が参加して行う会議。以下「本会議等」という
議長または委員長は、直ちに本会議等を休憩または散会し、事務局職員に対し避難誘導その他安全確保のための指示をするものとする。

議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合には、その救出支援を行う。次に家族の安否確認を行うとともに、今後の対応指示があるまで待機するものとする。

(2) 災害が会議時間外（夜間・土曜・日祝祭日・休会日など）に発生した場合

議員は、速やかに自身と家族等の安全を確保し、安全な場所に避難した上で、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。また、自らの安否とその居所及び連絡先を議長または議会事務局に連絡し、指示があるまで議会 BCP の議員の基本的行動に基づき行動する。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

(3) 委員会等の視察（出張）中に発生した場合

視察団の責任者（委員長または代表者）は、速やかに視察を終了し、帰町（町内視察にあっては帰庁）する。

(4) 議長が出張中に発生した場合

原則として、前記（3）と同様の対応とする。議長が、帰町（帰庁）するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

8. 議会事務局の役割

議会 BCP の対象とする災害等が発生し、または発生が見込まれる場合、議会事務局の職員は次表により必要な初動対応にあたる。

勤務時間内	勤務時間外・休日
① 自身の安全確保	① 自身と家族の安否及び住居等の被災状況の確認
② 来庁者の避難誘導	② 議長及び副議長の安否及び住居等の被災状況の確認
③ 議員の安否確認	③ 議会事務局職員の安否及び住居等の被災状況の確認
④ 周辺施設・設備等の被害状況の確認	④ 庁舎（議会事務局）への参集
⑤ 委員会の設置・運営準備	⑤ 議会事務局施設・設備の被害状況の確認
	⑥ 議員の安否及び住居等の被災状況の確認
	⑦ 委員会の設置・運営準備

ア 委員会が設置されたときは、会議の運営を支援する。

イ 議会事務局の災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在または登庁できない場合は、事務局員が職務を代理する。

9. 情報の的確な収集

議員は、町の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や町民の声を把握することが可能である。そのため、議員は委員会からの参集の指示があるま

では、地域の救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や町民の意向の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集する災害情報は、町が把握しきれていない情報を補完するなど、非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に町の迅速な災害対応の支障になる恐れもあることから、災害情報の整理・分析の効率化につなげるためにも、知り得た情報等については委員会委員長（議長）へ集約してから本部等へ伝達をすることが極めて重要である。

10. 議会の防災訓練

議会 BCP の作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習など含む）を毎年1回以上は実施することが必要である。

11. 議会 B C P の見直し

議会 BCP に基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、的確に計画に反映させ、レベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や、実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会 B C P はその都度、適宜継続的に改正を行うものとする。なお、見直しにあっては議会運営委員会を中心に行うものとする。

【災害発生時における議員の行動フロー】

本会議 開催中

災 害 等 発 生

議員
自身の安全確保
(机の下に退避など)

《議長判断》
暫時休憩を宣告

議員
安全な場所で待機
(庁舎前広場 等)

《議会運営委員会 協議・決定》
・本会議場が使用できない
・町執行部が緊急対応を要する

《本会議 再開》
延会・休会・会期延長等の宣言

議員
本会議に出席

《議長判断》
本会議の続行
(災害等の影響が明らかに軽微な場合)

議員
本会議に出席

《正副議長・議会運営委員長・議会事務局 協議・判断》
・本会議場が使用できる
・町執行部が緊急対応を要しない

《本会議 再開》
議事の継続

議員
本会議に出席

災害等発生

議員

自身の安全確保
(机の下に退避など)

《委員長判断》
暫時休憩を宣告

議員

安全な場所で待機
(庁舎前広場 等)

《委員長・議会事務局 協議・決定》
・委員会会場が使用できない
・町執行部が緊急対応を要する

《委員会 再開》
延会・休会の宣告

議員

委員会に出席

《委員長判断》
本会議の続行
(災害等の影響が明らかに軽微な場合)

議員

本会議に出席

《委員長・議会運営委員長・議会事務局
協議・決定》
・委員会会場が使用できる
・町執行部が緊急対応を要しない

《委員会 再開》
議事の継続

議員

委員会に出席

閉会中

災害等発生

議員

自身の安全確保
(机の下に退避、避難情報に基づく避難など)

議員

- 議会共有LINEにて安否連絡
- 【連絡事項】
- ・人的被害（ケガ等）の有無
 - ・家屋等の損壊の有無
 - ・登庁の可否 など

議員

- 地域の被災状況等の情報確認
 - 住民要望の収集
- 【主な活動】
- ・地域の一員として可能な範囲で被災者
 救援などの支援活動にあたる

情報提供

《正副議長・議会運営委員長・議会事務局 協議・判断》

- ・議会運営委員会の招集
- ・全員協議会等の開催（情報提供）
- ・オンライン会議等の開催

議員

- 議会からの連絡に沿って、現地調査等の議会活動に従事
- 地域における被災者支援活動の継続

各議員へ
状況・結果連絡